

おくやみ手続きガイドブック

筑前町



ご遺族のみなさまへ

ご親族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご遺族におかれましては、葬儀等のご不安もあるなか、
今後、相続をはじめ年金や保険等様々な手続きが必要になってくると存じます。
みなさまのお手続きがよりスムーズに進められるよう、役場等で手続きが必要なものについて
まとめましたのでどうぞご活用ください。

筑前町役場 0946-42-3111（代表）

事前準備について

筑前町役場にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」を
ご確認ください。

STEP 2

委任状について

手続きができる人が相続人や同世帯の方等に限られる場合があります
ので、各種手続きページにてご確認ください。代理人が来庁される場
合は委任状が必要になります。（後ページに委任状様式あり）

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続き
ページをご覧ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをお持ちの上、筑前町役場へお越しください。

STEP 5

住民課窓口にて

死亡に関するお手続きであることを、住民課窓口でお申し出くださ
い。役場の主な手続きを住民課でまとめて受付し、内容等を順次ご案内
します。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。



お持ちいただくもの

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

手続きに来られる方のもの

☐ 印鑑（認印） ※スタンプ印は不可

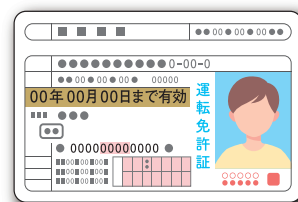
☐ 来庁される方の本人確認書類

運転免許証、パスポート、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、
マイナンバーカード、障がい者手帳、在留カードなど

健康保険・介護保険証、医療受給者証、各種年金手帳 など
（有効期限のあるものは、有効期限内のもの）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

※戸籍謄抄本の交付申請をされる場合は、顔写真付の本人確認書類をご用意ください。



亡くなられた方のもの

各手続きに必要な証書類（医療証、手帳、カード）など7ページ以降の「必要なもの」をご参照ください。

※紛失された場合は、手続きの際にその旨を担当者にお申し出ください。

町役場での主な手続きの流れ（期日順）

死亡後の手続き期日	手続き	該当ページ
7日以内	○死亡届 既に火葬されている場合、死亡届は葬儀社の方などが提出しています。 1～2週間程度で死亡の記載のある住民票や戸籍謄本等が取得できます。	
14日以内	○障がい手当の手続き	P.32
	○児童扶養手当の手続き	P.14、P.15
15日以内	○児童手当の手続き	P.14
すみやかに	○各種保険証の返納、世帯主変更に伴う保険証の交換	P.9、P.11
	○国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の手続き	P.9、P.11
	○税の手続き	P.16、P.17
	○各種医療証の返納	P.12
	○上下水道の手続き	P.38
	○町営住宅の手続き	P.24
30日以内	○原付、小型特殊自動車の手続き	P.18
90日以内	○森林の土地の所有者届出書	P.27
2年以内	○葬祭費の支給申請	P.9、P.11
	○死亡一時金の請求	P.13
5年以内	○遺族基礎年金の請求や寡婦年金の請求、 未支給年金の請求、年金受給者死亡届	P.13

筑前町で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

① 庁舎のご案内

ここは
本庁舎
です。

総合支所・めくばーる・子ども未来館は
別の場所の建物です

3F

12 財政課 Budget 13 議会事務局 Chizuzen Town Assembly Secretariat 議場 災害復旧係

2F

10 総務課 General Affairs 11 企画課 観光案内 Planning ●庁議室 ●202 会議室 ●203 会議室

住民課

1 届出・証明書発行 (戸籍・住民票・印鑑登録・税証明) Resident Division

人権・同和対策室

2 人権のこと Human Rights

税務課

3 税のこと 納税相談 Tax Affairs

健康課

4 国民健康保険 年金・児童手当 Health Division

5 住民健診・健康相談・予防接種 妊娠・出産・子育て 相談センター

出納室

6 会計 Accounting Bureau

都市計画課

7 都市計画と住宅 企業誘致 Urban Planning

環境防災課

8 環境と防災 Environment and Prevention

建設課

9 道路・水路・河川のこと Public Structures

コスモスプラザ

14 農林商工課

Agriculture, Forestry Commerce and Industry

農業委員会

赤ちゃんの駅

2F
こども課
こども未来
センター

連絡通路

本庁舎

1F

めくばーる・総合支所周辺地図

旧386号
県道112号

商工会

三輪交番

健康福祉館
(福祉課)

町民ホール

学習館
(生涯学習課)

めくばーる
健康福祉館です

めくばり館

図書館

めくばーる入口

総合支所です

三輪小学校

新町

総合支所
・住民課
・上下水道課

男女共同参画
センター

Aコープ
三輪店

こども未来館です

こども未来館
(教育課)

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	3人以上の世帯の世帯主だった	P.7
	☐	住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録証を持っていた	P.7
	☐	個人番号カードを持っていた(マイナンバーカード)	P.8
	☐	個人番号通知カードを持っていた	P.8
国民健康保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.9
	☐	国民健康保険の各種認定証を持っていた	P.9
	☐	国民健康保険の世帯主だった	P.9
	☐	国民健康保険以外の健康保険に加入していた	P.10
後期高齢者医療	☐	後期高齢者医療に加入していた	P.11
	☐	後期高齢者医療の各種認定証を持っていた	P.11
医療費助成制度	☐	重度障害者医療証・ひとり親家庭等医療証・子ども医療証を持っていた	P.12
	☐	18歳までの児童を養育する父または母など	P.12
年金	☐	年金を受給していた	P.13
児童の手当	☐	児童手当の受給者だった、対象児童だった	P.14
	☐	児童扶養手当の受給者だった、対象児童だった	P.14
	☐	特別児童扶養手当の受給者だった、対象児童だった	P.15
税等の納付	☐	口座振替で納付していた	P.16
	☐	納付状況がわからない	P.16
	☐	①国民健康保険税	P.17
	☐	②後期高齢者医療保険料	P.17
	☐	③介護保険料	P.17
	☐	④水道使用料	P.17
	☐	⑤下水道使用料	P.17
	☐	⑥町営住宅使用料	P.17
	☐	⑦保育料	P.17
軽自動車税	☐	125cc以下のバイク・小型特殊自動車をお持ちの場合 ※必要なものがそろっていればどなたでもお手続きができます。 ※総合支所にて125cc以下のバイク・小型特殊自動車の廃車・名義変更はできません。	P.18
自動車 (町役場以外の手続き)	☐	軽三輪・軽四輪をお持ちの場合	P.19
	☐	普通自動車、125ccを超えるバイクをお持ちの場合	P.19
	☐	普通自動車をお持ちの場合	P.19

区分	☑	該当事項	詳細ページ
固定資産税	☐	固定資産税の納税義務者（納税管理人）だった	P.20
犬の登録	☐	犬の飼い主だった	P.21
ごみ	☐	ごみ処理施設「サン・ポート」に直接持ち込む場合（個人搬入） ※代理搬入（持ち込む方が町外）の場合は確認証が必要です。	P.22
	☐	持ち込みを依頼する場合	P.22
防災行政無線 （戸別受信機）	☐	防災行政無線（戸別受信機）を住居に設置していた ※亡くなられた方以外に、世帯員がいない場合に限る。	P.23
町営住宅	☐	町営住宅の入居者（名義人）だった	P.24
	☐	町営住宅の入居者（同居者）だった	P.24
空き家	☐	お住いの住宅（所有）が空家となった	P.25
農地、 農業者年金	☐	町内の農地を所有していた	P.26
	☐	農業者年金を受給していた	P.26
森林	☐	森林を所有していた	P.27
保育所	☐	認可保育所（園）に入所していた児童	P.28
	☐	認可保育所（園）に入所していた児童の保護者	P.28
	☐	認可保育所（園）以外の保育所（園）に入所していた児童及び保護者	P.28
介護保険	☐	介護保険の被保険者だった	P.29
	☐	介護保険の被保険者で、高額介護サービス費を受けていた	P.29
	☐	同居家族がいなかった	P.30
	☐	介護保険の認定を申請中だった	P.30
福祉 サービス	☐	高齢者福祉サービス（配食・高齢者等見守り生活支援システム）を利用していた	P.31
	☐	あんしん見守りシール交付を受けていた	P.31
障害福祉	☐	福祉関連の手帳を持っていた	P.32
	☐	福祉サービスを受給していた	P.32
	☐	特別障害者手当、障害児福祉手当を受けていた	P.33
	☐	自立支援医療を受けていた【更生医療】【育成医療】【精神通院医療】	P.33
生活保護	☐	生活保護受給者だった	P.34
幼稚園	☐	無償化対象施設に通園していた児童またはその保護者	P.35
小・中学校	☐	筑前町内の小・中学校に在学する児童生徒の保護者	P.36
上下水道	☐	水道を使用していた名義人だった	P.38
	☐	下水道を使用していた名義人だった	P.38

3人以上の世帯の世帯主だった

手続き 世帯主変更届

必要なもの	問い合わせ先
同一世帯の誰でもできます。 代理人の場合は委任状が必要です。	住民課 戸籍・住民係（本庁 1 階 ① 番窓口） ☎（直通）0946-42-6606 下記の窓口でも手続きができます。 住民課 支所窓口係（総合支所 1 階） ☎ 0946-22-2771

住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返納

必要なもの	問い合わせ先
☐ 住民基本台帳カード	住民課 戸籍・住民係（本庁 1 階 ① 番窓口） ☎（直通）0946-42-6606 下記の窓口でも手続きができます。 住民課 支所窓口係（総合支所 1 階） ☎ 0946-22-2771

印鑑登録証を持っていた

手続き 登録証の返納

必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑登録証	住民課 戸籍・住民係（本庁 1 階 ① 番窓口） ☎（直通）0946-42-6606 下記の窓口でも手続きができます。 住民課 支所窓口係（総合支所 1 階） ☎ 0946-22-2771

個人番号カードを持っていた（マイナンバーカード）

手続き 個人番号カード、通知カードの返納は必要ありません。

手続き詳細	問い合わせ先
※町や金融機関等の手続きに必要な場合がありますので、当分の間保管してください。	住民課 戸籍・住民係（本庁 1 階 ① 番窓口） ☎（直通）0946-42-6606
必要なもの	下記の窓口でも手続きができます。 住民課 支所窓口係（総合支所 1 階） ☎ 0946-22-2771

個人番号通知カードを持っていた

手続き 個人番号カード、通知カードの返納は必要ありません。

手続き詳細	問い合わせ先
※町や金融機関等の手続きに必要な場合がありますので、当分の間保管してください。	住民課 戸籍・住民係（本庁 1 階 ① 番窓口） ☎（直通）0946-42-6606
必要なもの	下記の窓口でも手続きができます。 住民課 支所窓口係（総合支所 1 階） ☎ 0946-22-2771

MEMO

国民健康保険に加入していた

手続き 資格喪失届、保険証（資格確認書）の返却、葬祭費の申請

必要なもの	問い合わせ先
☐ 保険証（資格確認書） ☐ 会葬礼状や埋火葬許可証などの喪主が確認できるもの ☐ 預金通帳（喪主名義のもの） ☐ 委任状（喪主と振込口座名義人が異なる場合）	健康課 国保医療係（本庁 1 階 ④番窓口） ☎（直通）0946-42-6607 下記の窓口でも手続きができます。 住民課 支所窓口係（総合支所 1 階） ☎ 0946-22-2771

国民健康保険の各種認定証を持っていた

手続き 各種認定証の返却

必要なもの	問い合わせ先
☐ 限度額適用認定証 ☐ 限度額・標準負担額減額認定証 ☐ 特定疾病療養受療証	健康課 国保医療係（本庁 1 階 ④番窓口） ☎（直通）0946-42-6607 下記の窓口でも手続きができます。 住民課 支所窓口係（総合支所 1 階） ☎ 0946-22-2771

国民健康保険の世帯主だった

手続き 保険証（資格確認書）、各種認定証の差替え、世帯主変更届、相続人代表者指定届

必要なもの	問い合わせ先
☐ 国保加入中の世帯全員の保険証（資格確認書）及び各種認定証（各種認定証は持っている人のみ） ☐ 預金通帳（相続人代表者名義のもの） ☐ 代表者と死亡者の続柄がわかる戸籍（死亡時に同一世帯であれば不要） ☐ 認印 ☐ 委任状（相続人代表者と振込口座名義人が異なる場合）	健康課 国保医療係（本庁 1 階 ④番窓口） ☎（直通）0946-42-6607 下記の窓口でも手続きができます。 住民課 支所窓口係（総合支所 1 階） ☎ 0946-22-2771

国民健康保険以外の健康保険に加入していた

手続き

加入していた健康保険の保険者にお問い合わせください。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

後期高齢者医療に加入していた

手続き 資格喪失届、保険証(資格確認書)の返却、葬祭費の申請、相続人代表者指定届

必要なもの	問い合わせ先
☐ 保険証(資格確認書) ☐ 会葬礼状や埋火葬許可証などの喪主が確認できるもの ☐ 預金通帳(喪主及び相続人代表者名義のもの) ☐ 相続人代表者と死亡者の続柄がわかる戸籍(死亡時に同一世帯であれば不要) ☐ 委任状(喪主及び相続人代表者と振込口座名義人が異なる場合)	健康課 国保医療係(本庁1階 ④番窓口) ☎(直通)0946-42-6607 下記の窓口でも手続きができます。 住民課 支所窓口係(総合支所1階) ☎ 0946-22-2771

後期高齢者医療の各種認定証を持っていた

手続き 各種認定証の返却

必要なもの	問い合わせ先
☐ 限度額適用認定証 ☐ 限度額・標準負担額減額認定証 ☐ 特定疾病療養受療証	健康課 国保医療係(本庁1階 ④番窓口) ☎(直通)0946-42-6607 下記の窓口でも手続きができます。 住民課 支所窓口係(総合支所1階) ☎ 0946-22-2771

MEMO

下記の医療証を持っていた

・重度障害者医療証 ・ひとり親家庭等医療証 ・子ども医療証

手続き 資格喪失届、医療証の返却

必要なもの	問い合わせ先
☐ 重度障害者医療証 ☐ ひとり親家庭等医療証 ☐ 子ども医療証	健康課 国保医療係（本庁 1 階 ④番窓口） ☎ （直通）0946-42-6607 下記の窓口でも手続きができます。 住民課 支所窓口係（総合支所 1 階） ☎ 0946-22-2771

18歳までの児童を養育する父または母など
手続き ひとり親家庭等医療の申請

必要なもの	問い合わせ先
健康課 国保医療係にお問い合わせください。	健康課 国保医療係（本庁 1 階 ④番窓口） ☎ （直通）0946-42-6607

MEMO

年金を受給していた

手続き 未支給年金請求、死亡一時金請求、死亡届

手続き詳細	問い合わせ先
※受給していた年金の種類や加入状況により請求先や手続きが異なります。 詳しいことはお問い合わせください。	健康課 年金・児童手当係 (本庁1階 ④番窓口) ☎(直通)0946-42-6648
必要なもの	下記の窓口でも手続きができます。 住民課 支所窓口係 (総合支所1階) ☎ 0946-22-2771
☐ 亡くなられた方の年金証書(または年金手帳) ☐ 請求者の通帳、個人番号が確認できるもの ☐ 亡くなられた方と請求者との続柄が分かるもの(戸籍謄本等) ☐ 本人確認書類(免許証、個人番号カードなど) ☐ 未支給年金や一時金を請求する場合は、生計同一証明書が必要です。(死亡時に同一世帯であれば不要) ☐ 委任状(代理人の場合)	

MEMO

児童手当の受給者だった、対象児童だった

手続き 資格喪失届、新規認定請求など

手続き詳細	問い合わせ先
※受給状況により異なります。事前にお問い合わせください。	健康課 年金・児童手当係 (本庁1階 ④番窓口) ☎(直通)0946-42-6648
必要なもの	
新たな受給者の ☐ 通帳 ☐ 個人番号が確認できるもの ☐ 本人確認書類 ※受給状況により異なります。事前にお問い合わせください。	下記の窓口でも手続きができます。 住民課 支所窓口係 (総合支所1階) ☎ 0946-22-2771

児童扶養手当の受給者だった、対象児童だった

手続き 資格喪失届、新規認定請求など

手続き詳細	問い合わせ先
※受給状況により異なります。事前にお問い合わせください。	健康課 年金・児童手当係 (本庁1階 ④番窓口) ☎(直通)0946-42-6648
必要なもの	
新たな受給者の ☐ 通帳 ☐ 個人番号が確認できるもの ☐ 本人確認書類 ※受給状況により異なります。事前にお問い合わせください。	

特別児童扶養手当の受給者だった、対象児童だった

手続き 資格喪失届、新規認定請求など

手続き詳細	問い合わせ先
※受給状況により異なります。事前にお問い合わせください。	健康課 年金・児童手当係 (本庁1階 ④番窓口) ☎(直通)0946-42-6648
必要なもの	
新たな受給者の ☐ 通帳 ☐ 個人番号が確認できるもの ☐ 本人確認書類 ※受給状況により異なります。事前にお問い合わせください。	

MEMO

口座振替で納付していた

手続き 税等の引き落とし口座の変更

必要なもの	問い合わせ先
☐ 新たな振替口座の預貯金通帳と通帳印 下記の金融機関窓口で手続きをしてください。 福岡銀行・筑前あさくら農業協同組合・西日本シティ銀行・筑後信用金庫・筑邦銀行・ゆうちょ銀行・福岡中央銀行・九州労働金庫	税務課 収納管理係 (本庁1階 ③番窓口) ☎(直通)0946-42-6604

納付状況がわからない

手続き 納付状況の確認

必要なもの	問い合わせ先
納付状況が分からない場合や未納分の納付書が見当たらない場合は、税務課 収納管理係にお問い合わせください。 ★次の①～⑦の内容は、次ページの担当部署にお問合せください。 ①国民健康保険税 ②後期高齢者医療保険料 ③介護保険料 ④水道使用料 ⑤下水道使用料 ⑥町営住宅使用料 ⑦保育料	税務課 収納管理係 (本庁1階 ③番窓口) ☎(直通)0946-42-6604

MEMO

①国民健康保険税

問い合わせ先

健康課 国保医療係 ☎ 0946-42-6607

②後期高齢者医療保険料

問い合わせ先

健康課 国保医療係 ☎ 0946-42-6607

③介護保険料

問い合わせ先

福祉課 高齢者福祉係 ☎ 0946-24-8763

④水道使用料

問い合わせ先

上下水道課 上水道管理係 ☎ 0946-22-2833

⑤下水道使用料

問い合わせ先

上下水道課 下水道管理係 ☎ 0946-22-3332

⑥町営住宅使用料

問い合わせ先

都市計画課 住宅政策係 ☎ 0946-42-6642

⑦保育料

問い合わせ先

こども課 児童福祉係 ☎ 0946-42-6581

125cc以下のバイク・小型特殊自動車をお持ちの場合

手続き① 廃車

手続き詳細	問い合わせ先
※必要なものがそろっていればどなたでもお手続きができます。 ※総合支所にて 125cc 以下のバイク・小型特殊自動車の廃車・名義変更はできません。	税務課 町民税係 (本庁 1 階 ③ 番窓口) ☎(直通)0946-42-6605
必要なもの	
☐ ナンバープレート ☐ ナンバープレートの所有者名 ☐ 届出者の本人確認書類	

手続き② 名義変更

手続き詳細	問い合わせ先
※必要なものがそろっていればどなたでもお手続きができます。 ※総合支所にて 125cc 以下のバイク・小型特殊自動車の廃車・名義変更はできません。	
必要なもの	
☐ ナンバープレート ☐ ナンバープレートの所有者名 ☐ 届出者の本人確認書類	

MEMO

軽三輪・軽四輪をお持ちの場合

手続き 廃車・名義変更

必要なもの	問い合わせ先
	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 久留米支所 ・所在地：久留米市上津町中尾山 2199-45 ☎ 050-3816-1752

普通自動車、125ccを超えるバイクをお持ちの場合

手続き 廃車・名義変更

必要なもの	問い合わせ先
	九州運輸局 福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所 ・所在地：久留米市上津町 2203-290 ☎ 050-5540-2081

普通自動車をお持ちの場合

手続き 自動車税に関すること

必要なもの	問い合わせ先
	久留米県税事務所（福岡県久留米総合庁舎） ・所在地：久留米市合川町 1642-1 ☎ 0942-30-1078

MEMO

固定資産税の納税義務者（納税管理人）だった

手続き 相続人代表者兼固定資産現所有者指定届（納税管理人変更届）

必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出人、相続人代表者の本人確認書類（免許証、保険証等） ※相続人であることが確認できる戸籍等が必要になる場合があります。	税務課 固定資産税係（本庁 1 階 ③ 番窓口） ☎（直通）0946-42-6608

MEMO

犬の飼い主だった

手続き 新しく飼い主になった方の届出が必要です。

手続き詳細	問い合わせ先
※新しい飼い主がお住まいの市町村で届出をしてください。	環境防災課 環境係 (本庁1階 ⑧番窓口) ☎(直通)0946-42-6613
必要なもの	
☐ 犬鑑札または登録番号が確認できるもの ※自治体により届出方法が異なる場合があります。 詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。	

MEMO

ごみ処理施設「サン・ポート」に直接持ち込む場合（個人搬入）**手続き①** 受け入れ品目：可燃・不燃・粗大ごみ等

必要なもの	問い合わせ先
町外の方が持ち込む場合、確認証が必要です。 環境防災課環境係にお問い合わせください。	環境防災課 環境係（本庁 1 階 ③ 番窓口） ☎（直通）0946-42-6613 サンポート ☎ 0946-21-8077

手続き② 受け入れ品目：ブロック、コンクリート、レンガ、タイル、瓦、スレート、石膏ボード（アスベストを含むもの可）

必要なもの	問い合わせ先
確認証が必要です。 環境防災課 環境係にお問い合わせください。	環境防災課 環境係（本庁 1 階 ③ 番窓口） ☎（直通）0946-42-6613

手続き③ 受け入れできない品目：家電リサイクル品（テレビ/エアコン/冷蔵庫/冷凍庫/洗濯機/衣類乾燥機）、パソコン他

必要なもの	問い合わせ先
環境防災課 環境係に お問い合わせください。	環境防災課 環境係（本庁 1 階 ③ 番窓口） ☎（直通）0946-42-6613

持ち込みを依頼する場合**手続き** 町委託業者にご連絡ください。

手続き詳細	問い合わせ先
※料金等については直接ご相談ください。 【注意事項】 ごみの収集運搬を依頼する場合は、町の許可を受けた右記の業者に連絡してください。 無許可の事業者がごみを収集運搬することは違法です。	夜須地区 夜須環境美化センター ☎ 0946-42-2310 三輪地区 三輪産業 ☎ 0946-24-7502
必要なもの	

防災行政無線（戸別受信機）を住居に設置していた

※亡くなられた方以外に、世帯員がいない場合に限る。

手続き 戸別受信機の返還

必要なもの	問い合わせ先
☐ 返還する戸別受信機	環境防災課 消防安全係（本庁 1 階 ③ 番窓口） ☎（直通）0946-42-6609

MEMO

町営住宅の入居者（名義人）だった

手続き① 同居者が引き続き入居する場合：町営住宅入居承継承認申請

必要なもの	問い合わせ先
条件及び必要書類については、都市計画課 住宅政策係にお問い合わせください。	都市計画課 住宅政策係（本庁 1 階 ⑦番窓口） ☎（直通）0946-42-6642

手続き② 退居・明け渡しする場合：町営住宅明渡届

必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出者の印鑑（認印） ※家賃の清算及び室内原状回復・退居検査がありますので、都市計画課 住宅政策係にお問い合わせください。	都市計画課 住宅政策係（本庁 1 階 ⑦番窓口） ☎（直通）0946-42-6642

町営住宅の入居者（同居者）だった

手続き 町営住宅同居者異動届

必要なもの	問い合わせ先
☐ 名義人の印鑑（認印）	都市計画課 住宅政策係（本庁 1 階 ⑦番窓口） ☎（直通）0946-42-6642

MEMO

お住いの住宅（所有）が空家となった

手続き 空家バンク登録等

必要なもの	問い合わせ先
登録や活用・管理等について、詳しくは都市計画課 住宅政策係にお問い合わせください。	都市計画課 住宅政策係（本庁 1 階 ⑦ 番窓口） ☎（直通）0946-42-6642

MEMO

町内の農地を所有していた

手続き (相続人による) 農地法第3条の3第1項の規定による届出

必要なもの	問い合わせ先
☐ 農地の相続をしたことを証明する書類等	農業委員会事務局 (コスモスプラザ1階 ⑭番窓口) ☎(直通)0946-42-6640

農業者年金を受給していた

手続き 死亡関係届出

手続き詳細	問い合わせ先
※JAを経由して農業者年金基金への提出が必要です。	農業委員会事務局 (コスモスプラザ1階 ⑭番窓口) ☎(直通)0946-42-6640
必要なもの	
農業委員会事務局またはJAにお問い合わせください。	

MEMO

森林を所有していた

手続き (相続人による) 森林所有者となった届出

手続き詳細

※森林の所在する市町村での提出が必要です。

※令和6年4月1日から、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になり、法務局に申請する必要があります。

(令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、令和9年3月31日までに申請する必要があります。)

必要なもの

- ☐ 土地の図面
- ☐ 権利を取得したことを証明する書類等
- ※詳しくは農林商工課農林振興係にお問い合わせください。

問い合わせ先

農林商工課 農林振興係
(コスモスプラザ1階
14番窓口)
☎(直通)0946-42-6614

MEMO

※入所申請中に児童または保護者の方がお亡くなりになられた場合は、こども課 児童福祉係にご連絡ください。

※届出書類の作成（押印等）については、保護者がお亡くなりになられて不在の場合は、親族の方が作成をお願いします。届出は代理人でも構いません。

認可保育所（園）に入所していた児童

手続き 退所届

必要なもの	問い合わせ先
	こども課 児童福祉係 （コスモスプラザ生涯学習館 2 階） ☎（直通）0946-42-6581 ※入所していた保育所（園）でも手続きできます。

認可保育所（園）に入所していた児童の保護者

手続き 支給認定変更申請書（兼）支給認定変更届（児童台帳登録事項変更届）

必要なもの	問い合わせ先
	こども課 児童福祉係 （コスモスプラザ生涯学習館 2 階） ☎（直通）0946-42-6581 ※入所していた保育所（園）でも手続きできます。

認可保育所（園）以外の保育所（園）に入所していた児童及び保護者

手続き 施設により、変更の届出が必要な場合があります。

必要なもの	問い合わせ先
詳しくはこども課 児童福祉係にお問い合わせください。	こども課 児童福祉係 （コスモスプラザ生涯学習館 2 階） ☎（直通）0946-42-6581

介護保険の被保険者だった

手続き 被保険者証等返納

必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証(お持ちの場合のみ) ☐ 介護保険負担限度額認定証(お持ちの場合のみ)	福祉課 高齢者福祉係 (めくばーる健康福祉館) ☎(直通)0946-24-8763 下記の窓口でも手続きができます。 健康課 年金・児童手当係 (本庁1階 ④番窓口) ☎ 0946-42-6648 住民課 支所窓口係 (総合支所1階) ☎ 0946-22-2771

介護保険の被保険者で、高額介護サービス費を受けていた

手続き 高額介護サービス等未支給分請求(遺族代表者受領承諾申請書)

必要なもの	問い合わせ先
☐ 預貯金通帳(請求者名義) ※戸籍謄本等が必要な場合があります。	福祉課 高齢者福祉係 (めくばーる健康福祉館) ☎(直通)0946-24-8763 下記の窓口でも手続きができます。 健康課 年金・児童手当係 (本庁1階 ④番窓口) ☎ 0946-42-6648 住民課 支所窓口係 (総合支所1階) ☎ 0946-22-2771

MEMO

同居家族がいなかった

手続き 送付先変更申請

必要なもの	問い合わせ先
	福祉課 高齢者福祉係（めくばーる健康福祉館） ☎（直通）0946-24-8763 下記の窓口でも手続きができます。 健康課 年金・児童手当係（本庁 1 階 ④番窓口） ☎ 0946-42-6648 住民課 支所窓口係（総合支所 1 階） ☎ 0946-22-2771

介護保険の認定を申請中だった

手続き 取下げ申請

必要なもの	問い合わせ先
	福祉課 高齢者福祉係（めくばーる健康福祉館） ☎（直通）0946-24-8763

MEMO

高齢者福祉サービス（配食・高齢者等見守り生活支援システム）を利用していた

手続き 利用辞退届

必要なもの	問い合わせ先
	福祉課 高齢者福祉係（めくばーる健康福祉館） ☎（直通）0946-24-8763

あんしん見守りシール交付を受けていた

手続き 利用辞退届

必要なもの	問い合わせ先
	福祉課 高齢者福祉係（めくばーる健康福祉館） ☎（直通）0946-24-8763

MEMO

福祉関連の手帳を持っていた

手続き 手帳の返納

必要なもの	問い合わせ先
☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳	福祉課 生活福祉係（めくばー健康福祉館） ☎（直通）0946-23-8490 下記の窓口でも手続きができます。 健康課 年金・児童手当係（本庁1階 ④ 番窓口） ☎ 0946-42-6648

福祉サービスを受給していた

手続き 受給者証・利用券の返納

必要なもの	問い合わせ先
☐ 福祉サービス受給者証 ☐ 筑前町福祉タクシー利用券	福祉課 生活福祉係（めくばー健康福祉館） ☎（直通）0946-23-8490 下記の窓口でも手続きができます。 健康課 年金・児童手当係（本庁1階 ④ 番窓口） ☎ 0946-42-6648

MEMO

特別障害者手当障害児福祉手当を受けていた**手続き① 受給資格者死亡届**

必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡届（写）等	福祉課 生活福祉係（めくばーる健康福祉館） ☎（直通）0946-23-8490

手続き② 未支払い手当請求 ※該当者のみ

必要なもの	問い合わせ先
☐ 同居の扶養義務者の預貯金通帳 ☐ 住民票謄本（続柄入）等	福祉課 生活福祉係（めくばーる健康福祉館） ☎（直通）0946-23-8490

自立支援医療を受けていた**【更生医療】【育成医療】【精神通院医療】****手続き 受給者証の返納は必要ありません。**

必要なもの	問い合わせ先
	福祉課 生活福祉係（めくばーる健康福祉館） ☎（直通）0946-23-8490

MEMO

生活保護受給者だった**手続き** 下記にお問い合わせください。

必要なもの	問い合わせ先
	北筑後保健福祉環境事務所 保護課 ・所在地：朝倉市甘木 2014-1 ☎ 0946-22-3963

MEMO

無償化対象施設に通園していた児童またはその保護者**手続き** 通っている施設で、保護者等の変更の届出が必要です。

必要なもの

詳しくは教育課 学校教育係にお問い合わせください。

問い合わせ先

教育課 学校教育係（こども未来館 1 階）
☎(直通) 0946-22-3385

MEMO

筑前町内の小・中学校に在学する児童生徒の保護者

手続き① 就学援助を受けていた保護者等の変更届出

必要なもの	問い合わせ先
詳しくは教育課 学校教育係にお問い合わせください。	教育課 学校教育係（こども未来館 1 階） ☎（直通）0946-22-3385

手続き② 就学援助を受けていない ※就学援助を希望される場合は申請が必要です。

必要なもの	問い合わせ先
詳しくは教育課 学校教育係にお問い合わせください。	教育課 学校教育係（こども未来館 1 階） ☎（直通）0946-22-3385

MEMO

住民課支所窓口係では、以下のお手続きをすることができます。

手続き① 住民登録に関すること

問い合わせ先

7 ページをご確認ください

手続き② 国民健康保険に関すること

問い合わせ先

9 ページをご確認ください

手続き③ 後期高齢者医療、医療費助成制度に関すること

問い合わせ先

11・12 ページをご確認ください

手続き④ 年金に関すること、児童手当に関すること

問い合わせ先

13・14 ページをご確認ください

MEMO

水道を使用していた名義人だった

手続き 名義人・料金支払方法の変更、または使用の中止

必要なもの	問い合わせ先
☐ 新名義人の印鑑 ※名義人変更の場合	上下水道課 上水道管理係（総合支所 1 階） ☎ (直通) 0946-22-2833 ※本庁舎（環境防災課）でも手続きができます。

下水道を使用していた名義人だった

手続き 名義人・料金支払方法の変更、または使用の中止

必要なもの	問い合わせ先
☐ 新名義人の印鑑 ※名義人変更の場合	上下水道課 下水道管理係（総合支所 1 階） ☎ (直通) 0946-22-3332 ※本庁舎（建設課）でも手続きができます。

MEMO

役場以外での主な手続き一覧

手続きの種類		手続き窓口	電話番号
国・県等の手続き	運転免許証の返納	朝倉警察署 ★最寄りの警察署または運転免許試験場	☎ 0946-22-0110
	旅券（パスポート）の返納	久留米パスポートセンター （久留米市合川町）	☎ 0942-30-1060
	県営住宅に関すること	福岡県住宅供給公社 （福岡市中央区）	☎ 092-781-8029
	県税に関すること	久留米県税事務所 （久留米市合川町）	☎ 0942-30-1012
		朝倉地区県税相談窓口 （朝倉市甘木）	☎ 0946-22-2037
	所得税・相続税などに関すること ※死亡した年の収入の申告が必要な場合があります。	甘木税務署 （朝倉市菩提寺）	☎ 0946-22-2720
	不動産の相続登記など	福岡法務局朝倉支局 （朝倉市菩提寺） ★不動産の所在地の管轄法務局	☎ 0946-22-2455
	特定疾患の医療証の返還など	北筑後保健福祉環境事務所 （朝倉市甘木）	☎ 0946-22-3964

手続きの種類		手続き窓口	電話番号
その他の手続き	NHK受信の解約、名義変更など	NHK受信契約フリーダイヤル	☎ 0120-15-1515
	電気・ガス・固定電話・携帯電話・インターネット・ケーブルテレビなどの精算、名義変更など	領収書等に記載されている各会社にお問い合わせください。	
	預貯金の口座解約など	各金融機関にお問い合わせください。	
	生命保険の請求など	契約保険会社または代理店にお問い合わせください。	
	クレジットカードの解約など	各契約会社にお問い合わせください。	
	遺言書の検認、開封、相続放棄に関することなど	被相続人の住所地の家庭裁判所に申立てください。 相続放棄は相続を知った日から3か月以内に申立てをする必要があります。	

MEMO

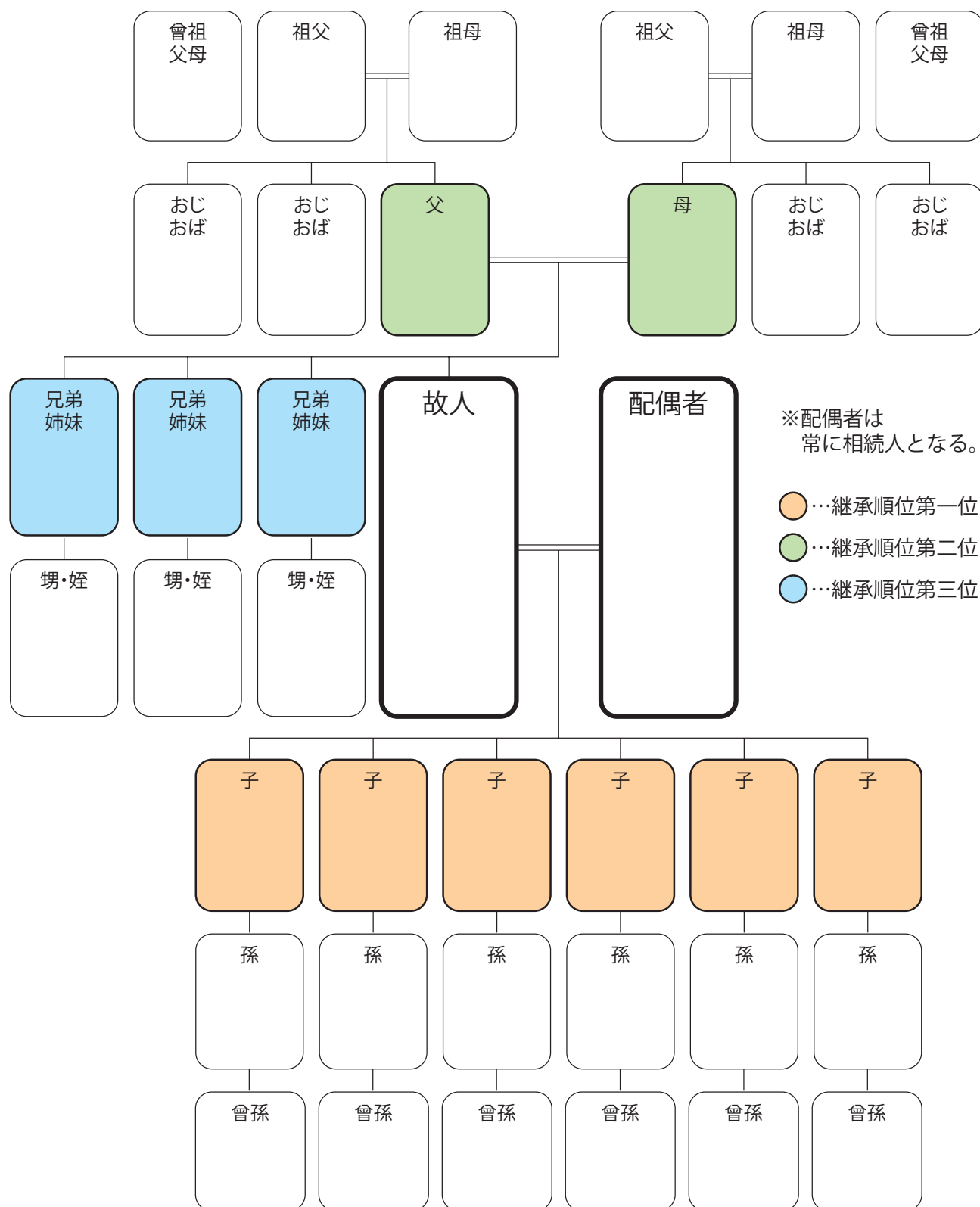
相続に関する手続きチェックリスト（参考）

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。戸籍謄本の交付請求時には「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とお申し出ください。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されます

所有者不明土地の解消に向けて

不動産に関するルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から**
3年以内に申請しなければなりません。
正当な理由がなく**義務に反した場合、**
10万円以下の過料の対象となります。

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの
変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

委任状及び戸籍の請求に関するご案内

各種手続き（死亡に伴う年金手続きや戸籍、住民票、税に関する証明書等の請求）を代理人が行う場合は委任状が必要になります。次ページの委任状様式をご利用ください。

【注意事項】 記入される前にお読みください。

- 委任状は、必要事項が記載されていれば任意の様式でも有効です。
- 必ず委任者が、日付、代理人、委任事項を記入、押印して原本を提出してください。
- 委任状に記載の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合があります。委任者は平日昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください。

【委任状が必要となる例】 ※一例ですのでご不明な時はお問い合わせください。

- 住民票、世帯主変更届について
亡くなられた方に同世帯員がいるときに、同世帯員以外の方が手続きを行う場合
→ 委任者は「同世帯員」です。
- 戸籍謄本について
亡くなられた方の直系の親族以外の方（兄弟姉妹や子の配偶者など）が手続きを行う場合
→ 委任者は「直系の親族」です。

戸籍謄本等のご請求について

死亡届出後に戸籍の証明書が発行できるまで1週間ほどかかります。

筑前町外に本籍がある方も、下記に該当される場合は役場窓口で広域交付の請求ができます。

○広域交付で交付できる戸籍証明書

戸籍全部事項証明書、除籍全部事項証明書、除籍謄本、改正原戸籍謄本

※電算化されていない戸籍証明書や個人事項証明書（抄本）は請求できません。

○請求できる方

- ・ 本人、配偶者
- ・ 父母、祖父母など（直系尊属）
- ・ 子、孫など（直系卑属）

※委任状による代理人請求や後見人などの法定代理人による請求はできません。

○窓口で必要なもの

官公署発行の顔写真付き証明書（有効期限内の運転免許証・マイナンバーカード等）

○注意事項

- ・ 請求する人と証明が必要な人の、本籍・筆頭者の記入が必要のため、事前に確認しておいてください。
- ・ 広域交付は全国市区町村の窓口で請求できますが、請求者本人の来庁が必要です。
- ・ 広域交付の郵便請求はできないため、郵便で請求される場合は本籍地へご請求ください。（郵便請求方法は47・48ページ）

委任状

※委任する人（本人）が全部ご記入ください。

筑前町長 あて 記入日： 年 月 日
私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人 (窓口に来られる方)	住所 電話番号 ()	明・大・昭・平・令
	氏名 年 月 日生	
当てはまる委任事項に✓をつけてください。		
委任事項	☐ 世帯主の変更届に関する事 ☐ 住民票の交付申請に関する事 ☐ 戸籍謄（抄）本などの交付申請に関する事 ☐ 国民年金手続きに関する事 ☐ 税（住民税・固定資産税・その他）に関する証明書交付申請及び 公簿閲覧に関する事 （所得証明・課税証明・納税証明・評価証明・公課証明・滞納のない証明等） ☐ その他 () に関する事	
委任する人 (本人)	住所 電話番号 ()	明・大・昭・平・令
	氏名 印 (自署の場合押印不要です。法人、記名の場合は押印してください。)	年 月 日生

※代理人は印鑑と本人確認できるもの（免許証・マイナンバーカード等）をご持参下さい。

※手続きの内容につきまして確認する場合がありますので、日中つながる電話番号を記入してください（8：30～17：15）。

※偽り、その他不正な手段により委任状を作成・行使した場合は、刑罰の対象となります。
(刑法第159条、第161条)

戸籍謄抄本等交付申請書(郵便請求用)

(あて先) 筑 前 町 長

申請日 : 年 月 日

1. どなたの戸籍が必要ですか (※ 筆頭者とは、戸籍の一番はじめに記載されている方です。亡くなられても変わりません。)

本 籍			
ふりがな		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
筆頭者			
戸籍抄本(個人事項証明)・身分証明書が必要な方のみご記入ください			
ふりがな		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
氏名			

2. どのような証明が必要ですか

戸籍謄本(全部事項証明)	450円	通	戸籍抄本(個人事項証明)	450円	通
除 籍 謄 本	750円	通	改 製 原 謄 本	750円	通
受理証明書(届)	350円	通	身分証明書(本人のみ請求可)	300円	通
戸籍附票(全員 ・ 一部)	300円	通	その他()	証明書によって 金額が異なります	通
被相続人()の 出生 から 死亡 までの戸籍 組 明・大・昭・平・令 年 月 日生					

※ 身分証明書は本人からの請求以外は委任状が必要です。

戸籍届出を一か月以内に 行った場合はご記入ください	☐ 出 生 ☐ 死 亡 ☐ 婚 姻 ☐ 離 婚 ☐ (届)	市区町村へ 月 日 提出

戸籍附票 について	◎ 必要となる住所がある場合などありましたらお書きください。 (から までの住所)	
	◎ 本籍と筆頭者の記載が必要な場合は口欄に✓印を記入してください。記載が必要な場合、使用目的に 必要とする使いみちをお書きください。 (☐ 本籍と筆頭者)	

3. 使用目的

☐ パスポート申請 ☐ 年金手続 ☐ 戸籍届用 ☐ 相続 ☐ その他 (具体的に記入)

4. 申請者

住 所			
ふりがな		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
氏名	自署または記名押印		
筆頭者からの 続き柄	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 祖父母 ☐ 孫 ☐ その他()	電話番号	[昼間連絡のとれるところ] () -

戸籍関係証明書の郵便請求について

以下①②③④⑤を同封し、本籍地の市町村役場 戸籍係にご請求ください。

①戸籍謄抄本等交付申請書(郵便請求用)

- ・確認事項があればお電話しますので、電話番号を必ずご記入ください。
- ・自筆でない場合は、押印をお願いします。

②手数料(郵便局発行の定額小為替)

- ・郵便局の定額小為替をご用意ください。切手や収入印紙等では証明書を交付できません。
 - ・定額小為替は、無記名の状態で、払渡票を切り取らず送付ください。
 - ・必要な戸籍の種類・通数がわからない場合(出生から死亡までの戸籍等)は、小為替を多めに送付ください(目安3000円程度)。不足時は追加送付のご連絡をします。
- お釣りが発生したときは証明書と一緒に送付します。

③返信用の封筒

④申請者の住所と氏名を記入し、切手(お急ぎの方は速達料金)を貼ってください。

⑤不足時は受取人払いで送付します。

※申請者の住民登録地に送付することとなっています。

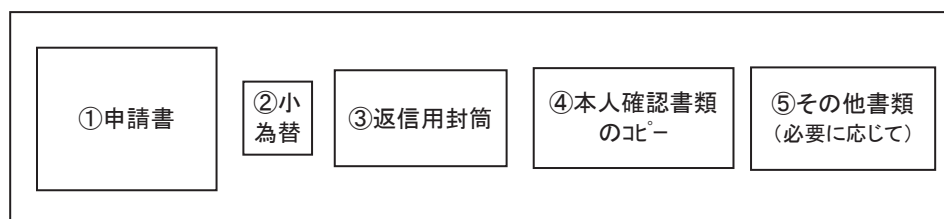
④本人確認書類の写し

- ・申請者の本人確認と返送先の住所確認のため、免許証等の写しを同封してください。

⑤その他資料(必要に応じて)

- (例)
- ・申請者と必要な方との続柄がわかる戸籍(筑前町で続柄が確認できる場合は不要)
 - ・代理で請求する場合は請求ができる方からの委任状
 - ・正当な理由があることがわかる疎明資料

(同封するもの)



(送付先)

〒838-0298	福岡県朝倉郡筑前町篠隈373番地
筑前町役場	
住民課	

(お問合せ先)

〒838-0298

福岡県朝倉郡筑前町篠隈373番地

筑前町役場 住民課

(電話) 0946-42-3111 代表

MEMO

MEMO

MEMO

～不動産に関するお手伝い～ お困りではありませんか？

相続相談

不動産の売却

不動産の賃貸

室内残置物処理

建物解体

不動産収益化

相続・不動産のこと、お気軽にご連絡ください

地元不動産業者の強みを生かし、**住まいや不動産**に関する
あらゆるニーズにお応えいたします。

S'more 株式会社朝倉工業
0946-23-8680

〒838-0215 福岡県朝倉郡筑前町篠隈349-15

営業時間 9:00～18:00(不定休)
※事前にご連絡ください

MAIL: asakura-contact@asakura-kg.co.jp

福岡県知事免許(1)第20464号

＼HPはこちら／



おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします



お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた生前準備パックを
専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します！



ご案内・ご相談からご紹介までお任せください！



0120-982-219

〔受付時間〕

9:00～17:30(年中無休)
※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: <https://watashigo.com>

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。

専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。

※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

加入審査も

告知だけ
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと [相談無料]

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号
当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、
証券コード: 6184)のグループ企業です。

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webで
のお申し込みは
こちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。

ベル少額-資料-2409-001

弁護士法人奔流

この度は心よりお悔やみ申し上げます。

当事務所は、弁護士過疎地域の方の法律に関するお悩みごとを幅広くサポートしてまいりました。

相続に関するお悩みごとやお困りごとがございましたら、当事務所にお気軽にご相談下さい。



相続問題のなかには、
法律上、期間の制限を
受けるものもあります
時間の経過により問題が複雑
化してしまうこともありますの
で、できる限りお早めのご相談
をお勧めいたします。

こんな時

法律の専門家にご相談ください。

どんな遺産がどれくらいあるのか分からない

遺産分割の方法について、
家族と意見が分かれている

長年分割できていない遺産がある

相続放棄がしたい

初回 1 時間
法律相談無料

出張相談も
対応可能

土日祝日・時間外の
ご相談をご希望の場合は
ご相談ください。

ご相談はご予約制となります。まずはお電話にてお問い合わせください。

弁護士法人奔流 法律事務所
朝倉オフィス

☎0946-23-9933

住 所：〒838-0068 福岡県朝倉市甘木 1193 番 1
営業時間：9：00～17：30 定休日：土日・祝日
U R L：http://www.bengoshi-honryu.com/



弁護士 坂口 裕亮

発行 筑前町役場
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025 年 1 月

